

令和4年 第3回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和4年3月24日（木） 午前10時00分～午前10時45分

場 所 — 高層館12階 選挙管理委員会室

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
黒川係長、井上主査

（中井委員長）

第3回委員会を開催します。

まず、案件1「選挙人名簿の定時登録について（報告）」を、事務局から説明願います。

（永吉係長）

それでは、案件1について報告いたします。

令和4年3月1日現在における「選挙人名簿の定時登録について」の報告でございます。

1ページを御覧ください。(1)の右欄囲みにありますように今回の登録者数は7,664人で、内訳としてその下にございますが、18歳到達者が1,987人、転入者が5,677人でございます。結果として(2)の登録者の総数は、688,408人でございます。

2ページですが、上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しております。その表の左下の太枠部分の689,332人が令和3年12月1日現在の登録者総数で、右端の太枠部分が先程申しました3月1日現在の登録者総数が688,408人ですので、今回924人減少しております。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。令和3年12月1日現在の登録者総数が365人で、3月1日現在の登録者総数が367人ですので、今回2人増加しております。

3ページから6ページに、「区毎・投票区別選挙人名簿登録者数一覧表」を掲載しております。

続きまして、7ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者数の規模別に分類したものでございます。表と表の間に記載している最小799人とあるのは美原区第7投票区菅生地区会館で、最多の12,404人とあるのは中区第8投票区東百舌鳥小学校でございます。

8ページですが、3月1日現在の登録者総数に基づく告示でございます。条例制定改廃直接請求の必要数を示す50分の1の数として13,769人、市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求必要数を示す6分の1の数として114,735人、議会解散・市長等の解職に係る請求の必要数として181,402人となっております。

最後に、9ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数

で、各区の登録者数の3分の1の数を示しております。以上でございます。

(中井委員長)

選挙人名簿の定時登録について説明いただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件1については了とします。

次に、案件2「その他案件」について説明願います。

(中井事務局長)

その他案件でございますが、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における美原区開票所での一件につきまして、先日3月22日に判決が出ましたので、事務局次長から報告させていただきます。

(三谷事務局次長)

それでは報告させていただきます。

資料としまして、お手元に判決書と判決書の要約をお配りしております。

まず、判決書の主文のところを御覧ください。「1 原告らの請求をいずれも棄却する。2 訴訟費用は原告らの負担とする。」ということで、市側の勝訴となりました。

判決書には、事実関係や事実認定などについて書かれておりますが、そのうち、「裁判所の判断」の部分の要約を1枚の紙にまとめさせていただきました。

1点目が、「候補者の当落にかかわらず自らの投票が正確に得票に計上されること」が、憲法上保障された権利であるものと解すべき根拠は見当たらない。」ということでございます。

2点目が、「公職選挙法が「候補者の当落にかかわらず自らの投票が正確に得票に計上されること」を選挙人の権利又は法律上の利益として保護したものと解することはできない。」ということでございます。

3点目が、「公職選挙法が「候補者の当落にかかわらず自らの投票が正確に得票に計上されること」を選挙人の権利又は法律上の利益として保護したものと解することはできない以上、当落に関係ない限り、通常の公務員に要求される普通の注意を怠って投票の点検に誤りが生じたとしても、国家賠償法上違法なものとなる余地はないというべきである。」ということでございます。

最後に、「本件の場合、原告の主張する「票の取り違え」等の行為があったとしても、通常の公務員に要求される普通の注意を怠った結果、投票の点検に誤りを生じたというものにすぎず、国家賠償法上違法なものとなる余地はないというべきである。」と結論付けられております。

以上の理由により、第1審につきましては、原告の請求は棄却され堺市側の勝訴となりました。判決の報告につきましては、以上でございます。

(中井委員長)

本件について、委員の皆さん、質問はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、今回の裁判の判決の報告につきましては了とします。

その他の案件は他にありますか。

(中井事務局長)

事務局からはございません。

(中井委員長)

それでは、本日の委員会はこれで終了します。